

岐阜市市橋コミュニティセンター

指定管理者申請要項

平成28年7月

岐阜市市民参画部男女共生・生きがい推進課

目 次

1 目的	1
2 基本的な運営方針	1
3 申請資格	1
4 指定期間	1
5 施設の概要	2
(1) 名 称	
(2) 所在地	
(3) 施設構成・規模・構造	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	2
(1) 管理運営形態	
(2) 管理基準	
(3) 業務の範囲	
(4) 権利義務の譲渡の禁止	
(5) 業務の再委託の制限	
(6) 自主事業	
(7) リスク分担に対する方針	
(8) 指定の取消し等	
(9) モニタリングの実施	
7 指定管理に関する経費	6
8 指定管理者の審査・選定の方法	7
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	
9 協定書の締結	9

10 指定までのスケジュール	1 0
11 申請手続等	1 0
(1) 申請書類の提出方法等	
(2) 提出書類	
12 問い合わせ先及び書類の提出先	1 1
資料 1	1 2
[別紙] 提出書類一覧及び様式	1 3

1 目的

地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを設置目的とする岐阜市市橋コミュニティセンター（以下、「センター」という。）の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市コミュニティセンター条例（昭和57年岐阜市条例第17号。以下「条例」という。）第4条第2項に基づき、指定管理者として選定しようとするため市長が認定した団体に対し、管理基準や業務の範囲等を明確に示すことにより、センターの設置目的を効果的、効率的に達成するためこの要項を定めます。

2 基本的な運営方針

センターは、近隣地域の住民はもとより、広く市内外の住民相互の交流や活動を通じて連帯感を高め、住みよい地域社会を形成するために設けられており、地域の特性を活かしながら、生涯学習及びコミュニティ活動の推進に関する事業を展開していきます。

したがって、生涯学習及びコミュニティ活動の施設として地域住民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 管理運営のために必要な資格、免許を有すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (9) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (10) 市税等の滞納がない団体であること。

4 指定期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間とします。

5 施設の概要

(1) 名 称

岐阜市市橋コミュニティセンター

(2) 所在地

岐阜市市橋6丁目13番25号

(3) 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造2階建て

敷 地 4,391㎡

延床面積	3,398.32㎡	内訳	1階	1,602.02㎡
			2階	1,757.14㎡
			P・H	39.16㎡

駐車台数 60台

施設概要 防災会議室、チビッ子コーナー、和室会議室、教養娯楽室、サークル室、スポーツ室、小会議室(1)(2)(3)、音楽室、料理教室、試食室、大集会室

併設施設 岐阜市市橋幼児支援教室
岐阜市市橋ふれあい保健センター
岐阜市市橋デイサービスセンター

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等 (詳細は別添の「仕様書」を参照)

(1) 管理運営形態

センターは、市が支払う委託料により管理運営していただきます。

センターの「使用料」は、条例に金額が定められており、市に納入していただきます。

(2) 管理基準

① 開館時間

午前9時から午後9時まで

なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができます。

② 休館日

ア 月曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日以降最初に到来する祝日法による休日でない日

イ 年末年始(12月29日～1月3日)

③ 施設の保守管理等の業務

施設の保守管理については、安全の確認、確保及び万全の準備を行い、また非使用時においても、十分な整備点検を行うこととします。

ア 建築物の保守管理

建築物について、仕上材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持することとします。

- イ 駐車場・駐輪場の保守管理
駐車場・駐輪場について、コンクリートの剥離、陥没、車止めの破損等の点検を行い、性能を維持することとします。
 - ウ 備品の保守管理
施設の運営に支障をきたさないよう、備品管理を行うこととします。
破損、不具合が発生した時には速やかに市に報告を行うこととします。
 - エ 施設保全業務
施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めることとします。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告を行うこととします。
 - オ 効果的・効率的な管理
以下の業務については、技術的専門性及び業務の効率性等から、別添「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」に従い、指定管理者が専門業者に委託して行うこととします。
 - ・ 昇降機保守点検
- ④ 使用承認等の基準
- ア 使用の承認に関する事項
岐阜市コミュニティセンター条例施行規則（昭和57年岐阜市規則第17号）に従ってください。
 - イ 使用の制限に関する事項
条例第10条に該当する場合は、使用の承認をしてはいけません。
また、条例第12条に該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用の中止をすることができます。
- ⑤ 個人情報等の取扱
- 指定管理者は、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）及び、条例第8条に基づき、施設の管理運営上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。
- ⑥ 目的外使用の基準
- 目的外使用の承認については、市長のみが行行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。
- また、指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の承認を得る必要があります。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当課と協議してください。
- ア 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
 - イ 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、売店及び喫茶コーナーの設置、物品の販売、自らの広告物掲示などを行うとき。
なお、その売上は指定管理者の収入となりますが、原則として当該施設内修繕・管理などに使用することとします。
ただし、市の許可を受けて施設内に設置されている既存自動販売機は、引き続き運用するものとします。
 - ウ 上記のほか施設の設置目的又は用途に反し施設を使用するとき。
- ⑦ 災害発生時の指定管理者の対応について
- センターは、岐阜市地域防災計画において避難所として指定を受けています。
- 災害対策本部から、避難所開設の指示を受けた場合等、避難所の開設が必要な場合は、市と協力し、速やかに避難所を開設する等の対応をしていただきます。また、開館時間内に災害が発生した場合は、施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めるとともにその状況を速やかに市に報告することとします。
- ⑧ 環境への配慮について
- 施設の管理に関しては、出来るだけ環境負荷の低減に努め、水道・電気・ガス等の使用量等の報告を行うこととします。
- ⑨ 臨時の休館等
- 施設設備の改修・修繕等、市長が認めた場合は、臨時に休館することができます。

(3) 業務の範囲（指定管理業務）

- ① 経営管理業務
 - ・企画、事業計画の策定
 - ・モニタリング
 - ・新旧の指定管理者との引継
 - ・その他
 - ・実績報告書の作成及び提出
 - ・市及び関係機関との連絡調整
 - ・環境保全に向けた取り組み
- ② 施設運営業務
 - ・使用承認及び制限
 - ・施設の保守管理
 - ・公共施設予約システムの利用手続き
 - ・使用料の徴収及び免除の受付
 - ・広報、情報誌等の発行
 - ・その他
- ③ 維持管理業務
 - ・施設及び設備などの保守・管理・点検
 - ・その他
- ④ 指定事業
 - ・施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業

(4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。ただし、(2)管理基準の③オで定めた業務については、専門の業者に委託して行うものとします。その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

(6) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれませんが、施設の設置目的を最大限に発揮するために、指定管理者が市の承認を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただきますが、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(7) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

（負担者側に ○）				
No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	

2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合(施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合(事業放棄・破綻等による指定取消し又は業務の停止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動	○	
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

上記の No.11 の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険(全国市長会)」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※ ただし、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。

※ 補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(8) 指定の取消し等

市は指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・ 関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき
- ・ 関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき
- ・ 申請要項の資格に不適合となったとき
- ・ 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(9) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行ないます。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行なうことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行ないます。

ウ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行なうこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

7 指定管理に関する経費

(1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限額（消費税及び地方消費税 8%を含む）とします。

年度（平成）	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
上限額 （円・税込）	21,022,000	21,022,000	21,022,000	21,022,000	21,022,000

なお、詳細については、資料 1 を参照してください。

(3) 指定期間中の各年度の委託料は協定書に定める額とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、

原則指定期間中は増額しません。

- (4) 委託料は精算します。
- (5) 施設の使用料、その他の雑入は市の歳入となります。
- (6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入（収入）となります。（自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。）
- (7) 委託料は、会計年度（4月1日から3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。支払い時期や額、方法は協定書に定めます。
- (8) 修繕等については、1件20万円未満を限度に指定管理者が実施し、1件20万円以上の修繕については、双方協議の上、市が執行します。
- (9) 備品については、現状の備品を使用するものとします、修理や故障による取替の必要がある場合は双方協議により決定します。
なお、指定管理者が委託料で備品を購入するときは、事前に協議するものとし、購入後の備品は市の所有に属するものとなります。また、廃棄する場合も事前に市と協議していただきます。
- (10) 指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。
また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。
- (11) 指定管理者は、納税義務者となる可能性がありますので、税務署等へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

センターは、地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを設置目的とするものであり、地域の生涯学習及びコミュニティ活動の推進に関することを事業として実施しています。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、申請資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した申請者について、必要に応じてヒヤリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容の審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

審査は、5名で構成する選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、申請者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日通知します。また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

(4) 選定方法

審査にあたって、次の選定基準及び評価項目について、全委員の協議による総合評価により選定します。

第1次審査

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目9の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査について、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な場合は失格とします。

審 査 項 目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であるか。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	管理運営に必要な免許・資格を有していること。	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	申請要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した申請者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒヤリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は150点を満点として、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

〈選定基準及び評価項目〉

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目	採点結果
公平性 透明性	30 点	住民の平等利用が確保されること	コミュニティセンターの運営上の基本方針	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他申請者の提案によるもの	

効果性	30 点	コミュニティセンターの設置目的を最大限発揮するものであること	地域の生涯学習及びコミュニティ活動の推進を行っていく上で方針と主な事業計画	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			その他申請者の提案によるもの	
効率性	25 点	管理経費の縮減が図られるものであること	施設管理を行っていく上での方針と収支計画	
			指定管理の設定額及び妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性	
			その他申請者の提案によるもの	
安定性 安全性	25 点	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	必要な人材の配置と職能及び人材育成の方策	
			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
			その他申請者の提案によるもの	
貢献性	40 点	地域の活性化などに貢献できるものであること	地域の生涯学習、コミュニティ活動の推進のため、ニーズを把握し、地域と一体となって事業推進ができる組織的な基礎があるか	
			地元の住民の雇用	
			地元を巻き込んだイベント、社会活動等の開催など	
			その他申請者の提案によるもの	
合計	150 点			

● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目的事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

(1) 申請書受付期間	平成28年9月1日(木)まで
(2) 審査（提案内容等の審査）	平成28年9月下旬～10月頃
(3) 選定結果の通知・公表	平成28年11月上旬頃
(4) 市議会へ指定議案・債務負担行為設定議案を上程	平成28年11月下旬頃
(5) 指定の通知	平成28年12月下旬頃
(6) 協定書の締結	平成29年1月中旬頃

※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

11 申請手続等

(1) 申請書類の提出方法

市役所本庁舎7階市民参画部男女共生・生きがい推進課で書類を入手し、同課へ直接提出してください。（郵送、ファクシミリ等による送付、受付はいたしません。）

申請受付期限は、平成28年9月1日(木)までとします。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

- ※ 原本1部、副本8部提出してください。
- ※ 書類はすべてA4サイズで統一してください。
- ※ 提出いただいた書類の返送はいたしません。
- ※ 申請に要する経費は全て申請者の負担となります。
- ※ 一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(3) 申請に関する留意事項

①働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

②虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

申請者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和 60 年 6 月 20 日岐阜市条例第 28 号）第 2 条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧資料等の目的外使用の禁止

市が提出する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

1 2 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所市民参画部男女共生・生きがい推進課生涯学習係（担当：児島・田村）

〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地（本庁舎 7 階）

電 話：058-214-4792（直通）

F A X：058-265-8665

E-mail：danjo-ikigai@city.gifu.gifu.jp

積算内訳及び過去 4 年間の決算額

＜積算内訳＞

単位：円

支出科目	金額
1. 施設管理費	11,165,000
2. 施設運営費	9,291,000
1. 人件費	7,731,000
2. 需用費	442,000
3. 役務費	123,000
4. 公課費	391,000
5. その他	604,000
3. 運営委員会事業費	566,000
合計	21,022,000

＜参考＞

単位：円

平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	平成 26 年度 決算額	平成 27 年度 決算額	平成 28 年度 予算額
19,581,943	19,580,919	20,656,062	20,894,154	21,192,685
消費税 5%	消費税 5%	消費税 8%	消費税 8%	消費税 8%

[別 紙]

「提出書類一覧」及び「様式」

- 1 岐阜市コミュニティセンター指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・様式第1号
- 2 定款、寄附行為、規約、会則又はこれらに類する書類
- 3 岐阜市市橋コミュニティセンターの管理に関する収支予算書・・・・・・・・・・様式第2号
- 4 事業計画書・・・・・・・・・・様式第3号
 - (1) 岐阜市市橋コミュニティセンターの運営上の基本方針
 - (2) 施設管理業務を行っていく上での具体策
 - (3) 地域の生涯学習、コミュニティ推進に関する方針と主な事業計画
 - (4) 地域における自治会及び各種団体との連携の方策
 - (5) 管理経費縮減の具体策
- 5 納税証明書
- 6 団体の概要及び活動状況を記した書類・・・・・・・・・・様式第4号
- 7 岐阜市市橋コミュニティセンター指定管理者指定申請にかかる誓約書・・・・・・様式第5号
- 8 役員名簿照会及び同意書・・・・・・・・・・様式第6号

(あて先) 岐 阜 市 長

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

岐阜市コミュニティセンター指定管理者指定申請書

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

団体名	
代表者氏名	
所在地	
指定を希望するコミュニティセンター名	岐阜市 コミュニティセンター
添付書類	(1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 (2) コミュニティセンターの管理に関する収支予算書 (3) 事業計画書 (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号

岐阜市市橋コミュニティセンターの管理に関する収支予算書（平成 年度）

○収入

	項 目	予算額（円）	備考
管理委託料	岐阜市からの指定管理料		
収入合計			

○支出

項目	内訳	予算額（円）	備考
支出合計			

※ 指定の期間内の収支予算書を作成してください。5年間同じ予定の場合は、みだしの年度のところに平成29～33年度と記入してください。

事業計画書

1 岐阜市市橋コミュニティセンターの運営上の基本方針

2 施設管理業務を行っていく上での具体策

（１）施設の管理に当たる職員について（雇用形態・勤務時間・ローテーションなど）

（２）安全管理体制について

（３）個人情報の取扱いについて

(4) 緊急事態への対応について

(5) その他 (アピールしたい点等)

3 地域の生涯学習、コミュニティ推進に関する方針と主な事業計画

(1) 基本方針

(2) 主な事業計画

- ・ 事業名
- ・ 開催時期及び回数
- ・ 開催目的
- ・ 事業内容及び対象
- ・ 参加見込み人数
- ・ 予算額及び内訳

4 地域における自治会及び各種団体との連携の方策

5 管理経費縮減の具体策

様式第4号

団体の概要及び活動状況を記した書類

法人名又は団体名			
代表者職・氏名			
本社等の主たる事業 所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
団体の構成するものを推薦する主な市民 団体及び設立目的			
団 体 の 活 動 状 況			

様式第5号

岐阜市市橋コミュニティセンター指定管理者指定申請にかかる誓約書

岐阜市市橋コミュニティセンターの指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- 3 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- 6 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- 7 市税等の滞納がない団体であること。

平成 年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

団体名

団体所在地

代表者氏名

⑨

役 員 名 簿 照 会 及 び 同 意 書

団 体 名			
役 職 名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

指定管理者応募申請にかかる資格審査のため、上記内容を「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、照会することについて本人の了解を確認のうえ同意します。

平成 年 月 日

団 体 名
団体所在地
代 表 者
電話・FAX

印

(あて先) 岐阜市長 細 江 茂 光